

仕 様 書

京都市消防局総務部施設課

(担当：沼田、日高 電話：075-212-6643)

件 名	西八条及び山ノ下消防出張所 低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（PCB）処分業務委託
契約期間	契約の日の翌日から令和9年3月26日まで
契約条件	<ol style="list-style-type: none">業務の詳細は、「西八条及び山ノ下消防出張所 低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（PCB）処分業務委託仕様書」のとおり。低濃度PCB廃棄物の排出元事業所<ol style="list-style-type: none">京都市南消防署 西八条消防出張所 京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町4番地京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所 京都市伏見区桃山町山ノ下4番地の5低濃度PCB廃棄物の種類及び数量等 別紙1のとおり

京都市消防局 総務部 施設課
(担当：沼田、日高 075-212-6643)

第1 総則

- 1 本業務の受注者は、京都市南消防署西八条消防出張所及び京都市伏見消防署山ノ下消防出張所に保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）を本仕様書、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に基づき、適正に処分することを目的とする。

第2 契約条件等

1 契約期間

契約の日の翌日から令和9年3月26日まで

2 資格条件

処分施設所在地の自治体の特別管理産業廃棄物処分量の許可を有しており、許可の範囲に廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物が含まれていること。または、環境大臣からポリ塩化ビフェニル汚染物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けていること。

第3 低濃度PCB廃棄物に関する資料

詳細は別紙1のとおり

1 保管場所

搬出元事業所	① 京都市南消防署 西八条消防出張所 京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町4番地 ② 京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所 京都市伏見区桃山町山ノ下4番地の5
--------	--

2 種類及び数量等

PCB廃棄物の種類	予定数量	予定合計重量	荷姿
変圧器（トランス）	2台	260.0kg	バラ

第4 業務内容等

- 1 別途契約する収集運搬事業者が搬入した低濃度PCB廃棄物の無害化処理を行い、適法に再生資源化又は最終処分すること。
- 2 受注者は、当該産業廃棄物等の処理方法を明らかにしたフロー図を作成し、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに提出し承諾を得ること。
- 3 低濃度PCB廃棄物の保管容器（金属箱等）の処分も本業務に含む。（重量は別紙1に記載の重量

に含まれない。)

- 4 低濃度PCB廃棄物の収集運搬は令和8年9月から12月までの間で実施を予定している。詳細日程は発注者の指示により決定する。
- 5 業務処理状況報告書として、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を行うこと。
- 6 電子マニフェストの運用
 - (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下、「JWNET」という。）を利用して実施することを推奨する。
 - (2) 発注者、受注者のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由（本業務受注者又は収集運搬業務受注者のJWNET未加入を含む）によってJWNETを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票を使用するものとする。
 - (3) 排出時の廃棄物の内容については、JWNET又は産業廃棄物管理票により明示する。
- 7 受注者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

第5 情報の提供

- 1 発注者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受注者に提供する。
- 2 受注者は、1で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、発注者に情報の追記を要求するものとする。
- 3 発注者は、契約締結後1及び2で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受注者に再提供しなければならない。
- 4 受注者は委託された産業廃棄物の処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。

第6 業務終了報告書の作成及び書類の保存

- 1 受注者は、委託された産業廃棄物の処理処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出すること。ただし、業務終了報告書は、電子マニフェストの処分終了報告又はマニフェストD票で代えることができる。
- 2 発注者及び受注者は、契約書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から5年間保存する。

第7 支払方法

発注者は、電子マニフェストによる処分終了報告（又はマニフェストD票）により産業廃棄物の収集運搬・処分の終了を確認した後に、受注者が提出する請求書に基づき支払いを行う。

第8 再委託の禁止

受注者は、法令に定める基準に従い発注者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

第9 契約の解除等

- 1 受注者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、発注者はこの契約を解除することができる。
- 2 受注者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、発注者はこの契約を解除することができる。
- 3 受注者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

第10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

業務実施中に発生した事故・負傷等について、本市は一切の責任を負わない。

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">※ 受注者の委託業務が中間処理の場合</div> 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

	搬出元事業所 (保管場所)	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量		濃度 区分	保管の状況				作業日程	備考
			定格 容量	製造者名	型式	製造年月	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		
①	京都市南消防署 西八条消防出張所 京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町4番地2	敷地東側 (屋外) 変圧器 (コンベネーション トランス)	10 KVA	三菱電機 株式会社	RA	S63	1 台	130.0 kg	低濃 度	金属製 箱	囲い有、 掲示有	分別	なし	平日 午前9時から 午後5時まで	
②	京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所 京都市伏見区桃山町山ノ下4番地の5	1階 発電機室 変圧器 (コンベネーション トランス)	10 KVA	三菱電機 株式会社	RA	S61	1 台	130.0 kg	低濃 度	金属製 箱	囲い有、 掲示有	分別	なし	平日 午前9時から 午後5時まで	
合計							2 台	260.0 kg							